

金融機関のサポート体制の変化 (IRSME13026)

平成 26 年 2 月 19 日 三反田 章

■ 金融機関のサポート体制の変化

2014 年になり金融機関が様々なサービスを始めている。例えば鳥取銀行では取引先企業の格付を開示するサービスを始めた。

企業の格付はそれぞれの銀行が企業に資金を融資する際に行うランク分けを示す。状況が悪い企業に資金を貸し出し、万一にも貸し倒れになれば銀行は大きな損害を被ってしまう。そのため企業の財務状況をもとに、信用リスクを例えば最上位の 1 格から 11 格までの 11 ランクに分けている。そして上位ランクの企業つまり財務内容が良好な企業には有利な貸し出し条件で融資ができるという仕組みだ。

鳥取銀行では主に 1 格～4 格の「正常先」と「要注意先」に含まれる 5～8 格の取引先を対象に、無料で開示に応じるとし、評価の基礎となった財務指標を示して経営改善につなげてもらえるようなアドバイスをするとしている。さらに格付がアップすると適用金利を引き下げる専用ローンの取り扱いも始める。

このような変化は銀行にとって極めて大きな変化だと言える。これまで銀行は取引企業に積極的に格付ランクを開示することはなかった。なぜなら、良いランクの企業に対して格付を伝えたと融資交渉において銀行が不利になってしまうからだ。格付がわからないからこそ企業は「どのくらいの金額まで融資を受けることができるのか」と不安になり、必要以上に資金を借りることや、高い金利でも融資を受け入れることにつながる。しかし、自社の格付やその根拠となる財務指標を知ることができれば無理に必要以上の融資を受ける必要性もなくなり、交渉相手としての銀行の優位性は薄れ、対等な立場に立たされてしまうのだ。

銀行は企業に資金を融資し金利を受け取ることで利益を得ている。今般鳥取銀行が行うサービスは銀行の利益を圧迫することにもつながりかねない。なぜ鳥取銀行はこのようなサービスに踏み切ったのだろうか。

■ 金融機関と企業が関係を密にする時代の再来

2013 年 3 月、中小企業等金融円滑化法（モラトリアム法）が終了した。円滑化法とはリーマンショックで苦境にある中小企業の救済を目的に、2009 年 12 月に施行された法律で、金融機関は中小企業から申し出があった場合には金利減免やリスク（銀行への返済条件変更）な

平成 26 年 2 月 29 日

(IRSME13026) 金融機関のサポート体制の変化～

ど貸し付け条件を変更する努力を求められるというものだった。この円滑化法は中小企業を救済する法律であるとされているが、実は金融機関を救済するという役割も小さくなかった。円滑化法が施行される前は、中小企業からリスクを申し込みがあれば銀行はその会社の格付ランクを落とすという決まりがあった。これにより融資先の会社の格付ランクが下がると、銀行は「貸倒引当金」という経費の計上を余儀なくされる。リーマンショックで状況が厳しくなり多くの企業がリスクを行えば、銀行は多額の貸倒引当金を積み上げることになり、その結果赤字になる恐れがあった。そのような事態を防ぐために、円滑化法が実行されていた期間は、金融機関としても中小企業のリスク申し込みがあっても格付を下げる必要はなく、したがって貸倒引当金を積まなくてよいことになっていた。

しかし円滑化法終了に伴い企業がリスクを申し込んだ場合には、銀行は貸倒引当金を積まなければならない時代が再び到来した。今は銀行も融資先の格付ランクが下がることに対して危機感を感じている。金融機関と企業が協力して格付を向上させる必要に迫られているのだ。鳥取銀行が始めたようなサービスは時間をかけながら全国的に広がっていくだろう。

■ 社長自ら会社の財務状況について学ばなければいけない時代が来た

自社の格付や評価の基礎になった財務指標を知った時に、経営者の口からよく聞かれる声が「銀行は利益だけを見ていると思っていた」というものだ。確かに利益は重要な指標の一つだが銀行の格付は利益だけで決まるものではない。貸借対照表から算出される経営の安全性の指標や資金繰りの状況などを総合的に判断していくのだ。中小企業の経営者は、ただ自社の格付を知って満足するだけでなく、経営指標の数字をもとにどのように経営の舵をきっていくか判断していかなければならない。このような銀行のサービスを積極的に活用し経営改善に取り組んでいきたい。(了)